



第57回 東播支部定時総会（平成29年4月29日 小野市うるおい交流館エクラにて）

## 支部長就任のごあいさつ

兵庫県行政書士会東播支部

支部長 村上周造



盛夏のみぎり、皆さまにおかれましては益々ご健勝にて業務にご精励のこととお慶び申し上げます。また、日頃から東播支部の運営に際しまして、格別のご理解とご協力をいただいておりますことを心からお礼申し上げます。

この度、第57回東播支部定時総会におきまして支部長に選任されました。まだまだ若輩者ではありますが、若さを理由にして逡巡することなく東播支部のさらなる発展のため邁進していく所存です。どうぞよろしく願いいたします。

さて、行政書士の職務を通じて様々な企業に携わるとき、また、個人として社会や地域の団体にかかわるとき、いわゆる組織といわれるところに人が集うためには、そこには魅力がなければいけないと感ずることがあります。組織の魅力とは、規模の大小云々ではなく、そこにいる“人”であったり、そこで作られる“物”であったり、そこで行われる“事”であるように思えます。

私に与えられた任期において、東播支部が魅力ある組

織だと思っていただけるよう次の2つの環境づくりに取り組みたいと考えています。まず1つ目は、行政書士が地域において必要とされることで誇りを持ち、業務を遂行できる環境をつくること。2つ目は、将来にわたり国民に尊敬されるような優秀で崇高な行政書士を育成できる環境をつくることです。

とは言っても、何も大げさなことをするつもりはありません。いま東播支部に根付いている安定した広報活動や充実した研修事業などを継続すること、そして、無料相談所などの社会貢献活動や地域創生に向けた取組に積極的に参画していくことで、この2つの環境を構築していけるものと思っています。

環境づくりにより、組織に魅力が生まれれば人が集い、人が集えば組織に新たな魅力が生まれる。このような循環を繰り返せば、個人も組織も成長していけるのではないのでしょうか。

また、本年度は支部として新たな事業への取組を計画しております。詳細は、次号「ぎょうせい はりま」でご報告できればと思いますが、この取組が地域社会において認められ、必要とされるものになれば、東播支部の新たな魅力となり、個人としても組織としても成長していけるものになると確信しております。

言うまでもありませんが、支部の運営は支部会員の皆さまのご理解とご協力がなければ成り立ちません。この度、支部役員に選任されました皆さまと一丸となり、東播支部を魅力あふれる組織にしていきたいと思いますので、今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。

## 行政書士は、まちの身近な相談相手

## 第57回 兵庫県行政書士会東播支部定時総会開催

会員 永崎久仁

平成29年4月29日(土)午後3時30分より「小野市うるおい交流館エクラ」において、第57回兵庫県行政書士会東播支部定時総会が開催されました。定刻に至り渡邊尚樹総務理事の司会のもと、上井秀勝副支部長による開会の言葉に続き、橋本一弘支部長が挨拶を述べました。その後、前年度行政書士会東播支部会員の物故者に対する黙とうを捧げました。次に、来賓である衆議院議員藤井比早之氏、北播磨県民局長貝塚史利氏、兵庫県行政書士会副会長の西村芳和氏より祝辞をいただきました。

議事に移り、永井正義会員が議長に選出され、議長より東播支部会員総数83名、会場出席者30名、委任状出席者36名、計66名により定足数を満たし、本総会が有効に成立した旨の宣言がありました。

議案第1号・第2号(平成28年度事業報告及び会務報告の件、平成28年度決算報告並びに監査の件)、議案第3号・第4号(平成29年度事業計画(案)の件、平成29年度収支予算(案)の件)は、執行部より説明がなされ質疑応答の後、満場異議なく承認可

決されました。その後、議案第5号(平成29年度役員選任について)では新支部長に村上周造会員が選任され、また新たな支部役員も決定しました。

総会後は出席会員で記念撮影を行ったあと、懇親会が催されました。懇親会では和やかな雰囲気の中、若手会員とベテラン会員の情報交換が行われ、より一層支部の交流が深まりました。



## 「街の法律家」がさらに身近になっています

会員 村上真理

平成29年6月10日(土)に、やしろショッピングパークBioにて、行われた「行政書士による無料相談所」に相談員として参加してまいりました。相談員は、村上周造支部長、横山壽人会員、そして私の3名です。(本年度より、毎月の無料相談所に女性相談員が1名入ることになりました。)

当日は、2組の相談者が来場され、土地の売買のこと、また、ご自身の遺言書作成についての相談を受けました。今回来場された方は、無料相談所のことを事前に知っておられたようで、早々に到着され、開所時間までお待ちいただきました。日によっては

らつきはありますが、今では定期相談会として定着しつつあるのかなと感じました。

また、いずれはその方面の専門家に頼みたいが、最初のとっかかりとして無料相談所を利用し、準備しておこうと考える方がいらっしゃるのかなとも感じました。このようなことから、行政書士による無料相談会の重要度は高く、今後も継続的に行っていくかなければと思います。

そして、こうした無料相談所を通して、一般の方々に「行政書士」のことをより一層知っていただくこと、また、より身近な「街の法律家」として行政書士が、社会に貢献するためにも取り組むべき分野であると確信しました。

そのためにも、会員の皆様方には、周知いただけますよう、ご協力をお願いいたします。



### ●行政書士による無料相談所

日時：毎月第2土曜日

午後1時30分から午後4時まで

場所：やしろショッピングパークBio 2階  
くらしの相談コーナー

## 事業承継支援の研修会報告及び昨年度開催の研修事業実績報告

平成29年2月8日(水)、西脇市茜が丘複合施設 Miraie(みらいえ)において、平成28年度第4回目となる支部研修会を開催いたしました。

研修内容は、「小規模事業者の支配権対策と事業承継支援のポイント」と題し、800件の支援実績を持つ税理士の津田弘一氏(丹波市)にご講義いただきました。

現在の小規模事業者の事業承継における深刻な現状や喫緊の課題を踏まえ、円滑な事業承継のためにどのような支援が必要なのか具体的な支援策を説明していただいたことにより、迫りくる事業承継時代に行政書士としても抑えておく知識や情報を学べる機会となりました。

さて、昨年度は研修事業を当初の予定どおり計4回実施することができました。

全4回の研修会において、下表のとおり7名の講師をお招きし、参加者は通算110名を越す事業を実施することができました。

支部として至らないところもあったかもしれませんが、研修事業が少しでも会員の皆さまのお役に立つものとなっていれば幸いです。



また、本年度も実りのある研修事業を実施できるように努めてまいりますので、会員の皆さまには積極的に参加していただきますようお願い申し上げます。

	日 時	内 容	講 師 (敬称略)	参加者
第1回	H28. 7. 21	暴力団対策法 暴力団情勢について 会計記帳業務 簿記の基礎について	金山 義 裕 (小野警察署) 辻村 さおり (阪神支部)	14名
第2回	H28. 9. 27	農用地利用計画の変更(農振除外)のあらまし 農地法の手続きについて	山本 剛 (加東農林事務所) 西村 芳和 (但馬支部)	51名
第3回	H28. 11. 17	解体工事業の許可申請について 解体工事業の新設にともなう許可と経審について	田中 久 司 (加東土木事務所) 光森 司 (神戸支部)	32名
第4回	H29. 2. 8	小規模事業者の支配権対策と事業承継支援のポイント	津田 弘一 (税理士)	14名
※第2回は土地専門部会との合同、第3回は摂丹支部との合同研修会			合 計	111名

## 「法定相続情報証明制度」研修会に参加して

会員 伏見 友宏

平成29年7月7日(金)七夕の日、加西市アステリアかさいにおいて、東播支部の法定相続情報証明制度の研修が開催されました。

講師に神戸地方法務局 不動産登記部門 統括登記官の石坂浩二氏をお迎えしての研修でした。

研修の内容ですが、まず相続登記をしないとどのような問題が発生するかの話がありました。

所有者不明土地問題及び空き家問題(相続登記がされていないため不動産の所有者と連絡が取れず、震災等の災害による復旧事業(放置された空き家に関する交渉)ができない)…これらの問題のないよう、相続登記促進のためにできた制度であるとのことでした。

手続きの流れとしては、相続人(地位を承継した者を含む)または代理人が、戸籍・除籍謄本等の収集⇒法定相続情報一覧図の作成⇒法務局に申出⇒一覧図の写しの交付⇒各種手続への利用となります。



この申出ができる代理人は、法定代理人のほか戸籍法第10条の2第3項記載の8士業

(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士)に限られます。

申出をする法務局は申出人の利便性を図るため、①被相続人の本籍地、②被相続人の最後の住所地、③申出人の住所地、④被相続人が不動産の登記名義人の場合はその不動産の所在地、を管轄する法務局のいずれかになります。

申出に当たり必要な書類は、①申出書、②被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍簿、③法定相続情報一覧図、④被相続人の最後の住所を証する書面、⑤申出人の本人確認証明書、⑥委任状等を法務局に提出して行います。

一覧図作成の留意点として、①相続人の住所は任意的記載事項(住所を記載する場合は住民票写しが必要)、②相続の放棄は記載されない、③排除された推定相続人の氏名等は記載されない、④一覧図は必ずA4縦で作成する、があります。

今回の研修は約30名の参加者があり、また他支部からの参加者もあって、この新制度への関心の高さがうかがい知れるものとなりました。

最後は石坂統括登記官への活発な質疑応答があり、盛会のうちに研修会は終了しました。

# 法定相続情報証明制度 資料

## 資料Ⅰ

✓ 相続人又は代理人が以下のような法定相続情報一覧図を作成

最後の住所は、一覧図と併に提出される住民票の除票や戸籍の附票の除票により確認（当該除票が廃棄されている場合は、最後の本籍）

相続人の住所は、任意記載のため、一覧図に記載されない場合もある。

**（記載例）**

**被相続人法務太郎法定相続情報**

最後の住所 ○県○市○町○番地  
出生 昭和○年○月○日  
死亡 平成28年4月1日  
(被相続人)  
法務太郎

住所 ○県○市○町○34番地  
出生 昭和45年6月7日  
(子)  
法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目4番6号  
出生 昭和47年9月5日  
(子)  
相続促子

住所 ○県○市○町三丁目4番6号  
出生 昭和○年○月○日  
(配偶者)  
法務花子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号  
出生 昭和50年11月27日  
(子)  
登記進

作成日：○年○月○日  
作成者：○○○士 ○○ ○○ 印  
(事務所：○市○町○番地)

作成者の署名又は記名押印がされる。

✓ 上記のような図形式のほか、被相続人及び相続人を単に列挙する記載の場合もある。  
✓ 作成はA4の丈夫な白紙に。手書きも「明瞭に判読」できるものであれば可とする。

## 資料Ⅱ

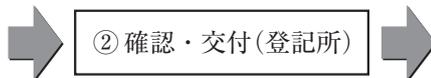
法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

(補完年月日 平成 年 月 日)

申出年月日	平成 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 被相続人との続柄 ( )		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> その他 ( )		
必要な写しの通数・交付方法	通 ( <input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送 ) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。)		
申出先登記所の種類	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、相続手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局		支局・出張所	宛
※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。) 戸籍(個人)全部事項証明書(通)、除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通) 除籍謄本(通)、改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の写し(通)、住民票の除票の写し(通)			

受領	確認1	確認2	スキャナ入力	交付	受取

- ① 申出(法定相続人または行政書士等代理人)
- ①-1 戸除籍謄本等を収集
- ①-2 法定相続情報一覧図(資料Ⅰ)の作成
- ①-3 申出書(資料Ⅱ)を記載し、上記①-1、①-2の書類を添付して申出  
(代理人が申出の手続きをする場合、委任状と代理人団体所定の身分証明書の写しを添付する。)



- ③ 利用  
各種相続手続への利用  
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

(資料Ⅰ・Ⅱについては神戸地方法務局ホームページより引用)

## 支部からのお知らせ

東播支部では、ホームページやFacebookなどで、無料相談会の開催のお知らせや、地域の行政関係のお手続きの情報などを随時更新しております。会員の皆様にはもちろん、市民の皆様のお役に立つ情報もあります。行政書士がどんな仕事をしているのか、どんな活動をしているのか、より多くの市民の方々に知っていただきたいという思いを持って運営しておりますので、ぜひアクセスいただき、より多くの方に見ていただけるよう、積極的にご活用ください!

支部HP → <http://toban.hyogokai.or.jp/>

Facebookをご利用の方は [いいね!](#) ボタンをクリックしてください!!



## 平成29年度 兵庫県行政書士会東播支部役員名簿

役職名	氏名	住所	TEL	FAX
支 部 長	むら かしゅう ぞう 村 上 周 造	西脇市西脇869番地	0795-22-1665	0795-23-6216
副 支 部 長	はし もと かず ひろ 橋 本 一 弘	小野市片山町1332番地の1	0794-62-2377	0794-62-2374
副支部長(会計)	うわ い ひで かつ 上 井 秀 勝	加西市北条町古坂442番地の2	0790-42-8840	0790-42-8945
総 務 理 事	わた なべ なお き 渡 邊 尚 樹	多可郡多可町加美区大袋204番地1	0795-36-0517	0795-36-0519
理 事 ( 加 西 )	たけ うち のり こ 竹 内 紀 子	加西市大内町807番地	0790-44-2788	0790-44-2790
理 事 ( 加 西 )	ふじ わら ゆ み 藤 原 友 美	加西市玉丘町36番地の3 玉丘ビル2階	0790-35-9920	0790-35-9921
理 事 ( 小 野 )	むら かし ま り 村 上 真 理	小野市神明町183番地	0794-62-6190	0794-62-6190
理 事 ( 小 野 )	の ま きよ し 野 間 清 史	小野市天神町80番地の511	0794-72-9339	0794-72-9339
理 事 ( 小 野 )	まん なみ こう ぞう 萬 浪 弘 三	小野市黒川町1718番地	0794-70-8634	0794-62-0217
理 事 ( 加 東 )	なが さき ひさ と 永 崎 久 仁	加東市畑610番地174	0795-44-3008	0795-42-4758
理 事 ( 加 東 )	うえ だ ま ゆ こ 植 田 真 由 子	加東市社1386番地8 神戸新聞社北播総局2階	0795-42-5107	0795-38-8449
理 事 ( 西 脇 多 可 )	すず き たか ふみ 鈴 木 隆 文	西脇市郷瀬町634番地の9	0795-22-5060	0795-22-5441
理 事 ( 西 脇 多 可 )	とく ひら なお ゆき 徳 平 尚 幸	多可郡多可町中区曾我井35番地	0795-20-7089	0795-20-7090
理 事 ( 西 脇 多 可 )	よこ やま ひさ と 横 山 壽 人	西脇市野村町1144番地	0795-21-1588	0795-21-1589
理 事 ( 西 脇 多 可 )	おお にし み つ こ 大 西 美 津 子	多可郡多可町中区曾我井673番地	0795-20-1356	0795-32-2062
監 事	たち ばな よし ふさ 立 花 義 房	加西市嶋町29番地	0790-45-0276	0790-45-0742
監 事	きし もと のり あき 岸 本 憲 明	西脇市野村町1794番地の239	0795-23-2218	0795-22-2850
本 会 理 事	すず き たか ふみ 鈴 木 隆 文	西脇市郷瀬町634番地の9	0795-22-5060	0795-22-5441
本 会 監 事	きし もと のり あき 岸 本 憲 明	西脇市野村町1794番地の239	0795-23-2218	0795-22-2850
本会選挙管理委員	いわ つば せつ お 岩 坪 節 男	小野市育ヶ丘町1480番地の407	0794-63-2831	0794-62-2831
本会綱紀委員	はし もと かず ひろ 橋 本 一 弘	小野市片山町1332番地の1	0794-62-2377	0794-62-2374

## 各 部 の 役 員

役職	名称	研修厚生部	企画広報部
担当副支部長		橋 本 一 弘	上 井 秀 勝
部 長		横 山 壽 人	永 崎 久 仁
ス タ ッ プ		渡 邊 尚 樹 ・ 徳 平 尚 幸 竹 内 紀 子 ・ 野 間 清 史 大 西 美 津 子	鈴 木 隆 文 ・ 村 上 真 理 植 田 真 由 子 ・ 藤 原 友 美 萬 浪 弘 三

(支部通信員) 萬 浪 弘 三

(支部HP担当者) 村 上 真 理

## 納涼会を開催!!

研修厚生部長 横山 壽人

平成29年7月7日(金)、研修会に続いて、アステシアかさい屋上特設会場にて、納涼会を開催しました。

夕方5時半頃より開始し、当初は曇り空で気温的にもそれほど暑くなく心地よい風が吹いて絶好の納涼会日和でした。加えて飲み放題ということもあり、皆様ハイペースで気分よく飲んでおられたのですが、途中雨に降られ、参加者全員で飲み



物と料理をもって、フラフラになりながら屋根のある場所に避難するなど、ハプニングがありました。それでも



参加者は大いに語り合い親睦を深め、また、明石支部から中井さとみ副支部長にもご参加いただいたことにより、納涼会は大盛況のうちに終了することができました。

個人的な感想ですが、こうした親睦会というのは、普段あまり交流できない会員の方々と忌憚なく話をするのができ、またお酒も入っているので、なかなか聞くことのできない諸先輩方の失敬談などがポロッと出てくるので、面白くかつ勉強になるなあと思いました。

とにかく、とても楽しい納涼会でした。

## 新入会員の紹介

ふし み とも ひろ  
伏見 友宏

事務所／小野市昭和町458番地の353  
TEL.0794-66-2521 FAX.0794-60-5719

平成29年5月1日入会

この度、東播支部に入会させていただきました伏見友宏と申します。よろしくお申し上げます。

平成29年5月1日に行政書士登録し、このたび小野市昭和町(青野ヶ原グリーンハイツ)にて「ふしみ行政書士事務所」を開設いたしました。日商簿記1級保有、経理記帳業務に強いのが特長です。これを生かし、建設業許可、会計帳簿作成、遺言書作成支援の3分野を専門として活動していく予定です。また、公正証書遺言の普及こそ、私に課された行政書士としての使命であり、その分野で活躍したいと考えています。まだまだわからないことばかりですので、ご指導・ご鞭撻のほど、何卒よろしくお申し上げます。

## 編集後記

前期に引き続き、もう一期広報部長をさせていただくことになりました。今年度より各部の名称が「研修厚生部」「企画広報部」と新たに



なり、村上支部長のもと、新たな事業にも取り組んでまいりますので、会員の皆様のご指導・ご協力をよろしくお願いいたします。

(広報部 永崎)

## 東播支部会員動向 (平成29年7月1日現在)

会員数／82名

西脇市／22名・小野市／19名・加西市／15名  
加東市／18名・多可郡／8名

## ぎょうせい はりま No.79

発行日／平成29年8月1日

発行人／村上周造

発行者／兵庫県行政書士会 東播支部

〒677-0015 西脇市西脇869番地 村上周造事務所内  
TEL(0795)22-1665 FAX(0795)23-6216